

平成 30 年 2 月 1 日

患者様ご家族様へ

大阪労災病院長

昨今、病院に勤務する医師の長時間労働・過重労働が社会的に大きな問題となっております。勤務医の激務が最終的に医療安全・患者サービスの低下につながるため、勤務医の働き方を見直すことといたしました。

つきましては、患者様やご家族様への症状説明は、原則として以下の時間帯とさせていただきます。ご迷惑をお掛け致しますが、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

・対象時間	平日	8 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0
-------	----	---------------------

職員一丸となりチーム医療を実践し、安心・安全で質の高い医療を常にお届けできるよう尽力して参りますので、皆様のご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

以上